

梅ヶ枝中央会計

Q 研究開発制度の概要？

A 平成 29 年度に「特別試験研究費の税額控除制度」が改正され、一定の緩和がされています。

【研究開発税制の概要】

試験研究に関して、企業における試験研究を促進する見地から、大別して、開発研究用減価償却資産の耐用年数の特例・特別償却・特別税額控除制度(措法 42 の 4)があります。

うち、特別税額控除制度とは、試験研究費の額を基礎として算定した所定の金額を、納付すべき法人税額から控除できる制度であり、以下に区分されます。

●総額型

税額控除率	試験研究費の増減に応じて6～14% (中小法人:12%～17%) ※大法人は10%超、中小法人は12%超部分について、2年間の時限措置
控除限度額 ※①②ともに2年間の時限措置	法人税額の25% 高水準型との選択制で、以下いずれかの上乗せが可能 ①中小法人で、5%超の試験研究費増加の場合、10%上乗せ ②試験研究費割合が10%超の場合、0～10%上乗せ
対象となる試験研究費	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明 ・ ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を追加

●高水準型…適用期限を2年間延長

税額控除率	(試験研究費割合－10%)×20%
控除限度額	法人税額の10%(増加型との選択制)

●オープンイノベーション型

特別研究機関等、大学等、その他の者と共同で行う試験研究、特別研究機関等、大学等、中小企業者等へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できる仕組み。

控除額	特別試験研究費の額×控除率(20%or30%)
控除上限	法人税額の5%相当額(恒久措置)

なお、平成 29 年度改正により、運用が以下のとおり緩和されています(特別試験研究費税額控除制度ガイドラインの改訂)。

① 契約変更前に生じた費用であっても、その契約に係るものであることが明らかで

あり、その費用発生と契約変更日が同一事業年度にあれば対象とする。

② 対象費用の額の確認については、領収書等との突合までは求めないことを明確化する。

③ 対象範囲を、「当該研究に要した費用の総額」とすることにより、当該研究に必要な間接経費(光熱費や修繕費等)も含むものとする。

【大学等との共同試験研究】

・特別試験研究費の額の監査及び確認(財務省令第20条第19項第1号)

特別試験研究費の額については、その額が、関係法令及び当該契約又は協定に照らして適正であり、大学等が支出する当該共同試験研究に要した費用であって申告法人が負担したものに係るものであること並びに申告法人が当該共同試験研究に要した費用の額に係るものであることにつき、**監査を受ける必要があります。**

梅ヶ枝中央会計

【平成 27 年度改正の主なポイント】

上記のオープンイノベーション型の税額控除制度(法人税額の **5%**)の適用において、特別試験研究費の対象範囲・控除率に変更されています。

	相手先	控除率	
		改正前	改正後
共同研究	国の試験研究機関・国立研究開発法人	12%	30%
	大学等		
	その他の者(企業・民間研究所等) 技術研究組合	12%	20%
委託研究	国の試験研究機関・国立研究開発法人	12%	30%
	大学等※1		
	中小企業 公益法人・地方公共団体の期間・地方独法等	12%	20%
知的財産権の 使用料(追加)	中小企業※2	8~10%	20%

※1 大学に 5,000 万円の委託研究費→5,000 万円×30%=1,500 万円の控除(最大法人税額の 5%)。従って、3 億円以上の法人税額(税前約 10 億円)がある場合、1,500 万円全額控除可能。

※2 研究開発にあたって、中小・ベンチャー企業が持つ知的財産権を使用料 500 万円で利用→500 万円×20%=100 万円の控除(最大法人税額の 5%)。従って、2,000 万円の法人税額(税前約 7 千万円)がある場合、100 万円全額控除可能。

⇒ポイントは、「オープンイノベーション(特別試験研究)」での契約を明確にし、費用そのものを損金経理した上で(否認のリスクを低減)、税額控除のメリットの享受。

【契約関係の留意点】

詳細は、「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」平成 26 年 2 月…

http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/25FYguidline.pdf

の理解がポイントとなります。

以下、「契約又は協定に記載すべき事項の記載例(委託試験研究)」

※大学等への委託試験研究の場合の記載例ですが、特定中小企業者への委託試験研究等についても当該例示を参考としてください。

※この記載例では、甲：企業、乙：大学等となります。

1) 委託試験研究の目的及び内容

(例1) 乙は、本契約の規定に従い、○○○を素材として、○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○するための研究開発を行うものとする。

(例2) 乙は、次の各号に掲げる研究を実施するものとする。

- ① 研究題目：○○○を○○○する○○○の研究
- ② 研究の目的：○○○を用いて○○○するための技術を確立する。
- ③ 研究の内容：○○技術による○○を実装した○○装置を試作のうえ、○○法にてその有効性を検証する。
- ④ 成果物の内容：乙が作成する研究報告書とし、その仕様については甲乙別途 協議のうえ定めるものとする。

2) 委託試験研究の実施期間

(例) 平成25年4月1日から平成26年3月31日

3) 委託試験研究の当事者たる企業及び大学等の名称等

(例) 甲：東京都港区六本木△ー△

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○

乙：東京都千代田区霞ヶ関△ー△

××大学 学長 ○○ ○○

4) 費用の負担及びその明細

(例) 本委託試験研究のために乙が支出した次の表に係る費用については、これを 甲が負担するものとする。

(単位：円)

費目	原材料費	人件費	旅費	経費	外注費	備考
見込額	9,000,000	4,000,000	600,000	400,000	1,000,000	

5) 甲が負担した費用の額の確認及びその方法

(例) 乙は、甲から本委託試験研究に要した費用の額(乙が支出した費用の額のうち、甲が負担したもので、かつ本契約において甲が負担するものと規定されているものに限る)の妥当性について確認するよう依頼があった場合、その内容について確認を行い、確認した結果を書面にて甲に通知する。

6) 成果の帰属

(例1) 本委託試験研究の成果物に係る**一切の権利は甲に譲渡**されるものとする。

(例2) 本委託試験研究の実施により得られる知的財産権については、甲乙双方の貢献度を踏まえて**甲乙協議の上決定された持分**において甲乙が共有する。

7) 成果の公表

(例) 甲及び乙は、本研究開発の成果を**第三者に開示又は外部に発表する場合**には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ相手方に通知し、同意を得るものとする。

8) 定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

(例) 甲及び乙は、定期的に会合を開き、本研究開発の進捗状況及び本研究開発成果の報告を行う。会合の結果については、議事録に記録し、甲と乙とが相互に署名し、確認するものとする。

9) その他参考となるべき事項

※本号は必要に応じ規定してください。